

入札公告

下記の建設工事について、制限付き一般競争入札【事後審査方式】を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び富士宮市契約規則（昭和60年富士宮市規則第6号）第7条に基づき公告する。

令和8年8月17日

富士宮市長 須藤 秀忠

記

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 入 札 番 号 | 第 5 8 号 |
| (2) 建 設 工 事 名 | 令和 8 ・ 9 年度 富士宮市立黒田小学校屋内運動場改築工事（機械設備工事） |
| (3) 建 設 工 事 箇 所 | 富士宮市星山地内 |
| (4) 工 事 概 要 | 構造 鉄骨造 2 階建て
延べ面積 屋内運動場、渡り廊下(1) : 939. 83 m ²
体育器具庫 : 45. 92 m ²
建築面積 屋内運動場、渡り廊下(1) : 870. 54 m ²
渡り廊下(2) : 28. 25 m ²
体育器具庫 : 45. 92 m ²
備考：空調設備工事
換気設備工事
給排水衛生設備工事
ガス設備工事
消火設備工事
撤去工事
【週休 2 日推進工事（月単位）】
【建設リサイクル法対象工事】 |
| (5) 工 期 | 令和 1 0 年 1 月 1 5 日 |
| (6) 予定価格（税抜き） | ¥ 9 8 , 1 2 0 , 0 0 0 - |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

富士宮市建設工事競争入札参加資格者の認定を受けている者のうち次に掲げる要件を全て満たしているもの

- (1) 自治令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定の欠格事項に該当しないこと

と。

- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち、**富士宮市内**に主たる営業所を有する者であること。
- (3) 建設業法第3条に規定する**管工事**の許可を受けている者で、富士宮市建設工事競争入札参加資格における管工事の格付が**A等級**のものであること。
- (4) 富士宮市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 次に掲げる[建設業法における技術者制度等]を遵守すること。**なお、当該技術者と現場代理人の兼務は可とする。**

【建設業法における技術者制度等】

許可 の種類	特定建設業		一般建設業
元請工事 における 下請代金 合計	5,000 万円以上 （建築：8,000 万 円以上）	5,000 万円未満 （建築：8,000 万 円未満）	5,000 万円以上 は契約できない
工事現場 に置くべ き技術者	監理技術者	主任技術者	
技術者の 現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利 用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事 であって、請負金額が 4,500 万円（建築：9,000 万円） 以上となるもの		

※ 配置予定技術者とは、入札参加申請の日以前3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

3 入札参加申請の方法

静岡県電子入札システムで次の期間に**入札参加資格確認事後審査申請書（第3号様式）**の提出を行うこと。

令和8年8月17日（月）午前9時から令和8年8月21日（金）午後4時まで

4 設計図書の入手方法

設計図書については、入札情報サービス（PPI）からダウンロードし入手すること。

5 設計図書に関する質問

- (1) 設計図書等に関する質問は、次に従い提出すること。

ア 期 間 令和8年8月17日（月）午前9時から

令和8年8月21日（金）午後4時まで

イ 質問方法 電子入札システム【説明要求機能】により行うこと。ただし、紙入札方式移行申請書を提出し承認を受けた者は、質問方法を総務部契約管理課に問い合わせること。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり縦覧に供する。

ア 期 間 令和8年8月25日（火）午後5時から入札手続終了まで

イ 回答方法 電子入札システムにより行う。

6 入札の日時及び場所

(1) 電子入札システムによる入札書受付期間

令和8年9月9日（水）午前9時から令和8年9月11日（金）午後4時まで

(2) 紙入札方式移行申請書を提出し、承認を受けた者の入札受付日時

ア 日 時 令和8年9月14日（月）午前10時

イ 場 所 富士宮市役所 3階入札室（3階320会議室）

7 開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和8年9月14日（月）午前10時

(2) 場 所 富士宮市役所 3階入札室（3階320会議室）

8 工事費内訳書の提出

入札金額に対応した工事費内訳書（入札情報サービス（PPI）に掲載）を入札時に添付すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 納付（契約金額の100分の10以上）

富士宮市建設工事執行規則（平成10年富士宮市規則第2号。以下「規則」という。）による。

10 入札参加資格要件等の審査及び低入札価格調査制度の運用

(1) 開札後、落札を保留し、最低価格入札者から順に入札参加資格要件等の審査を行う。ただし、当該入札者が「低入札価格調査制度の運用基準」に基づく調査の対象となる場合には、入札参加資格要件等の審査後、低入札価格調査会を開催し、調査を行う。

(2) 本工事は失格基準価格対象工事とする。

(3) 最低価格入札者は、入札参加資格審査書類（第4号様式）及び以下の添付書類を開札日の午後3時までに電子入札システム経由で提出するものとする。ただし、添付書類の電子データ容量が3MBを超える場合は、総務部契約管理課への持参を認める。

ア 経営規模等評価結果通知書の写し

イ 建設業許可通知の写し

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式２－２号様式）

11 落札者の決定方法

富士宮市制限付き一般競争入札実施要領第１３条に基づいて行う。

12 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 富士宮市建設工事入札心得第１２条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受けて、入札時点において入札資格のないもののした入札

13 前金払（中間前金払を含む。）及び部分払

前金払（中間前金払を含む。）及び部分払は、規則第４６条及び第４９条に基づいて行う。

14 入札心得書を示す場所

富士宮市役所４階 富士宮市総務部契約管理課

15 その他

- (1) 本入札は、電子入札システムによる入札である。
- (2) 「富士宮市建設工事入札心得」及び「富士宮市制限付き一般競争入札実施要領」をよく読み遵守すること。
- (3) 本入札は、低入札価格調査制度の対象である **（失格基準価格の設定有り）。**
- (4) 調査基準価格を下回った場合は、「低入札価格調査制度の運用基準」に基づき、低入札価格調査会を開催する。
- (5) 契約用設計図書については、落札者の負担とする。
- (6) **本工事の請負者は、本入札に参加した者を下請負人にしてはならない。**
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、**入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。**
- (8) 落札者は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- (9) 入札に関する問合せ先は、富士宮市契約管理課契約係（電話 0544-22-1121）とする。